

## 学校法人新渡戸文化学園 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

平成17（2005）年4月1日に施行された次世代育成支援対策推進法に基づき、平成23年4月1日より101人以上の組織に対し労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」を策定することが義務づけられている。平成27（2015）年の法改正により令和6（2024）年度末迄有効期限が延長されたことに伴い、今回改めて計画を提出する。

1. 計画提出先 東京労働局雇用環境均等部指導課

2. 計画期間 2021年4月1日～2025年3月31日までの4年間

3. 内 容

[目標1] 産前産後休業、育児休業、子の看護休暇、育児休業給付及び休業中の社会保険料免除などに関して教職員への周知を徹底する。

[目標2] 介護休業、介護休暇に関して教職員への周知を徹底する。

〈対策〉2021年1月1日付「改正育児・介護休業法」に基づき「育児・介護休業等規程」を制定した。またその改定により、時間単位の取得を可能とした。教職員対象に desknet's（校内ネットワーク）を介し周知する。

出産・育児を控えた教職員、介護を抱えた教職員に対し、随時、個別に諸制度等について説明を行い、安心して出産・育児が行えるよう支援する。

[目標3] 育児中の親が仕事と育児を両立し易い環境を整えるために、育児短時間勤務の利用対象を拡充し、その周知や情報提供を行う。

〈対策〉「育児・介護休業等規程」の改正に基づき、子が中学3年生の年度末まで制度の利用が可能であることを、育児休業より復帰した教職員及びその管理職に案内し、安心して育児・勤務を行えるよう支援する。

[目標4] ワークライフバランスを図るため時間外労働時間の削減目標の必達及び有給休暇の取得率向上を目指す。

〈対策〉時間外労働時間の実態を把握し、所属長に毎月報告し、時間外労働時間の多い部署については改善を促す。また、有給休暇の時間単位の取得制度を、積極的に利用するよう教職員に周知する。

[目標5] 多様な働き方支援の一環として、移動時間の削減及びワークライフバランス向上を目指し在宅勤務を効率的に活用する。

〈対策〉2021年4月より在宅勤務規程を制定し、教職員が安心して平等に在宅勤務ができるような環境を整えたので、教職員に周知する。